

【サウンディング質問書回答】

番号	対象項目	質問内容	回答内容
1	要領P.9 提案を求める施設	便益・サービスの拠点となる施設において、飲食店の運営を想定する場合に営業時間及び営業日の制限はあるか。	施設の目的が、日常的な公園利用の楽しみを広げることであるため、営業時間については、日中の営業を想定しております。営業日の制限は、現在のところ想定していません。現地の特性を踏まえ、事業者と協議のうえ決定していくこととなります。 ご参考までに、世田谷区立二子玉川公園内で営業している軽飲食店の営業時間は7：00～21：00で、休業日は不定休となっております。
2	要領P.9 提案を求める施設	便益・サービスの拠点となる施設において、飲食店の運営を想定する場合に業態の制限はあるか	都市公園法施行令第5条第6項に該当する施設であり、公園利用者や地域住民のニーズに沿ったものであれば、制限はありません。
3	要領P.9 提案を求める施設	便益・サービスの拠点となる施設において、飲食店の運営を想定する場合に業態のアルコール提供の制限はあるか	現在、世田谷区立公園における売店等において日常的なアルコール提供は行っていませんが、イベント時での販売などは実績があります。 現時点では、玉川野毛町公園では制限の想定はしていませんが、公園利用や近隣住民との関係も踏まえ、その提供方法などは慎重に検討する必要があります。
4	要領P.10 提案する事業手法と条件	事業手法【A】は、管理事務所及びトイレ等の特定公園施設についての使用料も事業者負担となるか。	施設整備後の使用料の事業者負担については、施設の使われ方によりますので、現時点では決まっておらず、本調査において事業採算など確認させていただきます。要領P.10の表2のとおり、整備の費用負担の提案を可能としていることと同様に、管理の費用負担の提案も可能とします。
5	要領P.10 提案する事業手法と条件	事業手法【B】は、園路、広場等の特定公園施設についても面積に応じた使用料も事業者負担となるか。	番号5の回答のとおりです。
6	要領P.10 提案する事業手法と条件	管理事務所に付随する受付業務等を事業者で請け負うことは可能か。野球場等の使用料等により収益が生じた場合は事業者の収益となるか。	地域スポーツ施設であるテニスコート、野球場の日々の管理や受付業務等を管理事務所で行っています。 現時点では、野球場等の使用料等による収益を、事業者の収入となることは想定していませんが、収益の扱いを含め、提案いただくことは可能です。

7	要領P.10 提案する事業手法と条件	持続可能な事業運営の【A】【B】【C】【D】の4つの事業手法について、表に記載されている“-”部分に関して、認定計画提案者はかわらないという認識でよろしいでしょうか。	表“-”部分は、施設等の整備、管理運営を区が担うことを想定しています。どのような手法をとることとなっても、円滑な公園利用のために、事業者と区で適宜協議・情報共有を図りながらの施設計画を進めたいと考えています。なお、表“-”部分についても、事業者が関わるのが想定できるのであれば、提案をお願いします。
8	要領P.11 費用負担及び役割分担イメージ	事業手法【B】【C】【D】の公設される施設について、設計デザインやイメージの協議をさせて頂くことは可能か。	可能です。どのような手法をとることとなっても、円滑な公園利用のために、事業者と区で適宜協議・情報共有を図りながらの施設計画を進めてまいります。
9	要領P.14 公園利用や活動の拠点となる施設	公園利用や活動の拠点となる施設の建築面積に応じた土地使用料は事業者負担となるか。	公園利用や活動の拠点となる施設の整備・運営の手法は未定ですが、事業者が施設の全部または一部について管理運営を行う場合は、その施設の使用面積等に応じて使用料もしくはテナント料を負担いただく必要があります。
10	要領P.14 公園利用や活動の拠点となる施設	公園利用や活動の拠点となる施設の整備費及び管理費は事業者負担となるか。	整備・運営の手法は未定です。
11	要領P.14 公園利用や活動の拠点となる施設	公園利用や活動の拠点となる施設に収益施設（食物販店舗等）を設置するか否かで使用料負担に違いは生じるか。	収益施設か否かで、使用料の負担に違いが生じることは想定していません。
12	要領P.14 公園利用や活動の拠点となる施設	公園利用や活動の拠点となる施設に飲食物販店舗等を併設する場合、営業時間、業態等に制限はあるか。	番号1および番号2の回答のとおりです。
13	要領P.14 公園利用や活動の拠点となる施設	公園利用や活動の拠点となる施設の周辺スペースにマルシェ等のイベントやフードトラックの出店等は可能か。その際の使用料の考え方を教えてください。	現在、既開園区域では、区経済産業部の事業によりキッチンカーが出店しています。マルシェ等のイベントやフードトラックの出店等の可能性や使用料等については、今後の協議により、決定いたします。